

議案第 89 号

鎌倉市中小企業融資条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市中小企業融資条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 2 月18日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

中小企業融資制度をより利用しやすくするため、融資限度額を引き上げようとするものである。

鎌倉市中小企業融資条例の一部を改正する条例

鎌倉市中小企業融資条例（平成元年３月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号を次のように改める。

(1) 事業資金 1,500万円（中小企業団体の設備資金にあつては、4,000万円）

第３条第２項第３号中「1,000万円」を「1,500万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第３条第２項第１号及び第３号の規定は、施行日以後の申込みに係る融資について適用し、施行日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。